

## 「ちばで発見！職業観育成コンテンツの制作」業務委託仕様書

この仕様書は千葉県教育委員会（以下「委託者」という。）が行う「ちばで発見！職業観育成コンテンツ（以下、コンテンツ）の制作」業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

実社会で働く人々のドキュメンタリー動画を中心とした職業に関する総合的な情報等や千葉県立高等学校の専門学科に関する情報を主にインターネット上で提供し、中学生や高校生が千葉県内の産業の魅力を知るとともに、産業や職種についての理解を深め、職業意識の形成や主体的な進路選択に役立てられるようなコンテンツを制作する。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

### 3 委託業務内容

受託者は、業務の目的を十分理解し、動画の制作に係る全ての業務を行うものとする。作業工程は、企画・構成・監修、動画制作準備、撮影、編集、動画のPR、成果物の納品とする。

#### （1）企画・構成

プロポーザルでの提案内容を参考に委託者と協議、打合せを行った上で内容を決定し、決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

なお、動画の内容については、業務の目的に合致する内容であるとともに、次の①職業編、②学科編の内容を含むものとする。

##### ① 職業編：本県特有の職業を中心とした紹介動画（7本×各5分程度）

- ・職業・・・税理、ものづくり、芸術、調理、スポーツ 等
  - ・県内で働く雇用者又は経営者へのインタビュー 1本あたり2～3人程度
- ＜主な内容＞

中学生や高校生を対象とし、その職業について興味関心が高まるような、職

業の魅力や職業人の生き様について紹介する。

ア 県の産業の魅力のPRにつながるもの、労働市場の実態に合うもの

イ 現代の社会の変化に対応するもの、10～20年後を見据えたもの  
であることが望ましい

- ・どのような仕事をしているか
- ・仕事に対する姿勢、考え方
- ・その仕事の魅力ややりがい、困難を乗り越えた体験
- ・なぜその仕事を選んだか
- ・中高生時代に何をしておいたらよいか
- ・仕事をするうえで心がけていること、大切にしていること 等

<出演者>

- ・本県にゆかりのある方（生まれ育った方が望ましい）
- ・職業に関する学科出身者を含めることが望ましい

<その他>

- ・効果的な「字幕」または「セリフの文字起こし」を入れる
- ・生徒が興味関心を持たせるように工夫する
- ・職種・地域のバランスを考慮する

## ② 学科編：県立高等学校の特色ある学科の紹介動画（5本×各3分程度）

- ・学科・・・商業、看護、理数、体育、芸術

- ・県内の職業に関する学科の紹介

<主な内容>

- ・どのような特色があるか
- ・どのような資格が取れるか
- ・なぜその学科を選んだのか
- ・将来なりたい職業、卒業生の進路先 等

【内容上の留意点】

- ・令和4・6年度に制作・公開した動画とは異なる業種・学科とする

【参考】現在公開中の動画

<https://www.youtube.com/playlist?list=PL0EZstJeMoA5oi4RmYXn3u-kUdK1ji1Gc>

職業編：①情報IT、②農業、③工業、④水産、⑤観光、⑥福祉、⑦国際、⑧医療、⑨経営・運営、⑩建設、⑪通訳、⑫金融、⑬運送、⑭コンサルタント、⑮再生エネルギー、⑯研究、⑰メディア

学科編：①水産、②農業、③福祉、④工業、⑤情報、⑥総合、⑦家庭、⑧国際

## (2) 動画制作準備

企画・構成に基づき、動画制作に必要な撮影等の映像・写真の調達や制作を行う。次に掲げる内容は本委託業務に含むものとする。

①資料・素材の収集

②肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（インターネット上への投稿等）に当たり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

③インタビューを入れる場合、対象者、制作協力者、撮影地への交渉・許認可。

④使用料、出演料、交通費、機材費、謝礼等撮影に必要な一切の費用負担。

なお、撮影に当たり委託者が所有する映像や画像の借用が必要な場合、委託者から提供を受けることができる。

## (3) 撮影

①事前に撮影の内容やスケジュール、撮影現場での展開が分かる資料を委託者に提供し、承認を受けるものとする。

②撮影に当たっては、プライバシーや肖像権に十分な配慮をする。

## (4) 編集

①千葉県公式PRチャンネルへの投稿を想定した動画を制作する。

②1本あたりの動画の時間は、職業編5分程度、学科編3分程度とする。

③動画には、撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップ、クレジットの挿入等の編集作業を行う。

④動画には、音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入する。

⑤動画は、タイトル、テロップ対応言語は、日本語（固有名詞として使用されるアルファベットを含む）とする。

⑥投稿先であるYouTubeの利用規約に違反しないよう、内容の確認を行う。

⑦動画の完成までに、委託者に複数回、内容確認を受けて修正等を行う。

⑧画面縦横比は16:9とし、フルハイビジョン（1,920×1,080）映像とする。

## (5) 動画の広報

県内の児童生徒、保護者、学校関係者を対象に、広く周知し、動画の視聴を促す効果的な広報をする。

## (6) 成果物の納品

成果物は、受託者において映像、画像、音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、著作権は、原則、全て委託者に帰属するものとする。

### ①動画データ動画形式

- ・動画（YouTube投稿用）…MP4

### ②納品する成果物

- ・外部記憶媒体（DVD等）1部

## 4 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、委託者の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

## 5 納品期限

- (1) 成果物については、動画の編集完了後、速やかに納品すること。
- (2) 具体的な納品時期については委託者と協議の上で決定する。

## 6 留意事項

### (1) 業務実施体制

①契約に当たっては、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任するに当たり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置しなければならない。

②受託事業者は、業務従事者の中から、円滑に本業務を遂行するため業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。また、委託者との連絡調整にあたる連絡担当者を定めること。

③編集内容の最終決定までに委託者から訂正指示のあった箇所については、確実に対応すること。

## (2) 著作権等

- ①納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権（著作権法第 21 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 26 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条、及び第 28 条に規定する権利をいう。）及びその他の知的財産権は、第三者が権利を有している映像素材を除き、全て委託者に無償で譲渡するものとする。また、成果品は委託者が YouTube や X（旧 Twitter）、Instagram 等の SNS への投稿、ホームページ等の掲載等に隨時使用できるものとする。ただし制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ②委託者は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとすること。
- ③受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないこと。
- ④委託者が成果品を使用するに当たり、映像素材の権利を有している第三者との協議が必要となる場合、協力すること。
- ⑤第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ⑥制作に当たって、肖像権や意匠権、著作権その他権利等については、撮影前に必要となる一切の手続き及び使用料の負担等を受託者が行うこと。その際、相手方や権利処理の内容等について明確に記した報告書を作成し、手続きした書類（写し）を添付して提出すること。なお、手続きを行う際は事前に委託者への了承を得ること。
- ⑦映像、音楽等の著作権、肖像権処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。

## (3) 業務実施に関する計画書

受託者は契約締結後、業務実施に関する計画書を委託者と協議の上作成し、委託者に提出しなければならない。

#### (4) 報告

- ①業務の遂行状況について隨時報告を行うこと。
- ②業務完了の際には、業務完了報告書を提出すること。

#### (5) 受託者及び業務従事者の義務

- ①受託者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、委託者の事務に関する事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- ②受託者は、本業務の実施に当たって入手した委託者等の著作物を、委託者等の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

### 7 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額等を行う場合がある。
- (2) 本業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者は、その指示に従うこととする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者において協議の上決定する。